

「資料 1 1 パブリックコメント対応表(案)」の凡例ごとの代表例等

: 技術的内容の変更を必要とする意見及び対応 (案)

〔全て〕 P.14 No.42、P.15 No.43 (No.42 と同様)、
P.19 No.54、P.26 No.75・P.28 No.81
(いずれも No.54 と同様)、
P.22 No.61、
P.24 No.68、P.27 No.76・P.25 No.69
(いずれも No.68 と同様)

: 表現上の修正等で対応できる意見及び対応 (案)

明確化を図ったもの:

〔例〕 P.10 No.30、P.24 No.66・No.67、
P.41 No.116

明確化の一環で、若干の追加、補足等を加えたもの:

〔例〕 P.5 No.14、P.12 No.38、P.13 No.41

省令・告示・例示基準との関係が未整理だったもの:

〔例〕 P.7 No.22、P.8 No.25、P.9 No.29

: 今後の検討事項、対応事項:

〔例〕 P.4 No.12、P.18 No.51、P.23 No.63

**: 内容に関するものではない意見、パブコメ版以前の版をもとにした
意見、その他**

〔例〕 P.5 No.16、P.19 No.53、P.20 No.59

無印: 対応不要と考えるもの

〔例〕 P.17 No.49、P.19 No.56、P.23 No.65